

よくある特定規模電気事業者（PPS）の運用に関するご質問

電気の需給に関するご質問

Q1 一般電気事業者から電気を購入する場合と、特定規模電気事業者(PPS)から電気を購入する場合とで、供給される電気に違いはありますか？

A1 いいえ、供給される電気には、違いはありません。一般電気事業者が発電した電気はもちろん、特定規模電気事業者(PPS)が発電した電気も同じ送電網を使ってユーザーに届けられます。電気の規格は同じであるため、ユーザーに供給される電気は、一般電気事業者の電気と特定規模電気事業者(PPS)の電気とで異なることはありません。

Q2 特定規模電気事業者(PPS)の発電量が少なかった場合、ユーザーが受給できる電力量も減少するのでしょうか。また、一般電気事業者から不足電力を補給することになった場合、補給した分の料金はユーザーが支払うことになりますか？

A2 いいえ、ユーザーは、特定規模電気事業者(PPS)の発電量にかかわらず電気を受給することができます。また、不足電力量分を一般電気事業者の発電で補った場合でも、ユーザーが支払うことはありません。

特定規模電気事業者(PPS)の発電量が少なく不足電力が生じた場合、不足分を補給するための電気料金は、一般電気事業者と特定規模電気事業者(PPS)間の託送供給契約(約款)に基づき、特定規模電気事業者(PPS)が一般電気事業者に支払います。

Q3 一般電気事業者から特定規模電気事業者(PPS)へ切り替えた場合、一般電気事業者は自己の顧客を奪われるのを懸念して、ユーザーや特定規模電気事業者(PPS)が送電線を使用することを拒否してしまわないでしょうか？

A3 いいえ、正当な理由がない限り送電線の使用が拒否されることはありません。一般電気事業者は、正当な理由がない限り、ユーザーに対する電気の供給を拒むことはできません(電気事業法第18条)。また、特定規模電気事業者(PPS)が既存の送電線の使用を申し出た場合にも、正当な理由がなければ、一般電気事業者はその申出を拒むことはできないと定められています(電気事業法第24条の3第5項)。

停電に関するご質問

Q4 一般電気事業者に比べて停電の回数が増える心配はないのですか？

A4 停電の回数が増える心配はありません。特定規模電気事業者(PPS)が何らかの原因で電気を供給できない場合であっても、既存の一般電気事業者が不足電力を補給します。特定規模電気事業者(PPS)に変更しても、停電の発生は現状と変わりません。

Q5 自然災害等によって停電が発生した場合、その復旧の対応は、特定規模電気事業者(PPS)、既存の一般電気事業者どちらが行うのですか？停電は、すみやかに復旧されるのでしょうか。

A5 送電網のトラブルによる停電は、一般電気事業者が復旧にあたります。特定規模電気事業者(PPS)は、一般電気事業者の送電網を使用して送電しています。送電設備は一般電気事業者の設備であるため、送電設備のトラブルによる停電の復旧は、一般電気事業者が行います。

切替費用に関するご質問

Q6 ユーザーが既存の一般電気事業者から特定規模電気事業者(PPS)へ切り替える際、工事は必要ですか？ また、その工事に伴う費用はかかりますか？

A6 メーター交換が必要な場合がありますが、ユーザーの費用負担はありません。一般電気事業者から特定規模電気事業者(PPS)へ切り替えた場合、送電線を利用した自動検針となるため、メーター交換が必要な場合があります。メーター交換工事は一般電気事業者の責務で実施されるため、原則として一般電気事業者の負担で実施されます。ただし、新たな電源施設を設置する必要がある場合等、個別事情によりユーザーが追加費用を負担する場合があります。そのケースは、事前にご説明の上協議させていただきます。

その他

Q7 一般電気事業者から特定規模電気事業者(PPS)へ切り替えた場合、一般電気事業者、特定規模電気事業者及びユーザーの間の契約はどのように締結されますか？

A7 ユーザーは、特定規模電気事業者(PPS)から電気を受給するため、特定規模電気事業者(PPS)と電気需給契約を締結します。特定規模電気事業者(PPS)は、送電線を使用するにあたり、一般電気事業者と託送供給契約を締結します。

グリーン電力証書に関するご質問

Q8 グリーン電力証書を発行するというのは、電力そのものを販売するのですか？

A8 グリーン電力を活用するお客様に、同センターで発電した電力そのものを販売するわけではありません。電力は電力会社から購入し、電気代も電力会社に支払います。アマタが販売するのは、京丹後循環資源製造所で発電した電力の環境付加価値です。

- I 有限な資源である化石燃料を消費しない。
- II 持続的な利用が見込まれ、エネルギー安定供給に貢献する。
- III 一般に地球温暖化の原因となる温室効果ガスや、地球環境に悪影響を与える有害ガスの発生がゼロか極めて小さく、環境に与える負荷が小さい。

といった環境付加価値を、「グリーン電力証書」に具体化して販売します。お客様はこの証書を購入することで、グリーン電力を利用したとみなされます。

グリーン電力証書の詳細については、環境省のページをご参照ください。

グリーン電力証書活用会議: <http://www.env.go.jp/earth/ondanka/greenenergy/>

Q9 アマタが販売するグリーン電力の価格はいくらでしょうか？

A9 グリーン電力の価格はご購入量や利用期間によって変動します。まずはご依頼・ご相談フォームからお問い合わせください。 <http://www.amita-net.co.jp/contact/consul.html>

以上